

## 愛知県立小牧特別支援学校同窓会 規約

### 第1章 組 織

第1条 本会は愛知県立小牧特別支援学校同窓会と称する。

第2条 本会は次の者を会員として組織する。

- (1) 本校高等部卒業生及びその保護者
- (2) 本校中学部卒業生のうち、本校高等部に進学していない者
- (3) 本校に在学したことのある者で、本会の目的に賛同する者

### 第2章 目 的

第3条 本会は卒業生が交流し、絆を深める持続可能な機会とする。

### 第3章 事 業

第4条 本会は目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学年単位の親睦（二十歳を祝う会を含む）を行う。
- (2) 学校施設利用や物品貸出の窓口になる。

※学校の窓口は、校長、高等部主事、進路指導部とする。

第5条 会費は、活動毎に徴収する。

### 第4章 役 員

第6条 本会は下記の役員をおくものとする。ただし、本会の運用は高等部卒業生及びその保護者によってとりおこなうものとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 学年代表 1～2名

第7条 会長は本会を代表する。また、会長の交代がある場合は、臨時総会を開催し、新しい会長を選出する。

第8条 学年代表は、当該学年において互選する。

### 第5章 総 会

第9条 総会は、役員が必要と認めたときに開催する。

第10条 協議事項は、総会における出席者の過半数の賛成を必要とする。

付則1 本会則は平成18年12月2日より施行する。

付則2 平成26年4月1日一部改正  
この改正は、平成26年4月1日から施行する。

付則3 平成27年11月28日一部改正  
この改正は、平成27年11月28日から施行する。

付則4 令和7年2月21日一部改正  
この改正は、令和7年4月1日から施行する。